

9世紀末パリの教会と土地所有^{*}
——Saint-Maur-des-Fossés修道院
土地台帳の分析を中心として——

佐藤 彰 一

I 問題の限定

筆者は以前「比較都市史研究会」の例会において、7世紀から9世紀にかけての、固有の意味での「中世都市」成立以前の、いわゆる司教都市での都市支配の確立過程に関する若干の仮説と、試論的な見通しを提示したことがある⁽¹⁾。その際、司教による都市支配形成の一契機として、極めて断片的な史料所見を通してではあるが⁽²⁾、諸教会による都市内での土地集積の事実を指摘し、都市支配の構成要素として土地所有の持つ意味に注目した。

本稿はこのような前提のもとに、9世紀末のパリを具体的な事例として取りあげ、教会諸勢力によるパリ市域内の土地支配が、この時期おおよそどの程度のものであったかを、パリ近郊のSaint-Maur-des-Fossés修道院の土地台帳の分析を通して明らかにすることを中心的課題としている。

注

- (1) この報告は1976年1月の例会において、「都市における教会と下層民——中世初期ガリアを中心として——」と題して行なわれた。報告の要旨は『比較都市史研究会会報』vol II, n° 3, 1—2頁参照。
- (2) Marculfi Formularum Liber II, n° 20., Formulae Turonenses, n° 42, in M.G.LL Formulae aevi Merovingici et Karolini. p. 90 et 158. Testamentum Ansemundi et uxor ejus. an. 543, Testamentum Aredii.

an. 573, Testamentum Burgundofarae. an. 632, Testamentum Amandi. an. 664. in Diplomata, Chartae, Epistolae, Leges. éd. par Pardessus, réimp. Aalen, 1969. t.1, p. 107., pp. 136-144., t. 2, pp. 15-17, pp. 133-134.参照。

II 中世初期のパリ

現在のパリ史研究の第一人者のひとりと目されるミシェル・フルリオは、ローマ帝政前期からユグー・カペの登極におよぶ7世紀間のパリに関して、ごく少数の例外を別にすれば個別研究は殆んど無きに等しいと嘆じたが⁽¹⁾、こうした研究の欠落は理由が無いわけではなかった。いうまでもなく、それは文書史料の欠如である。研究のこうした空隙を埋めるべきものと、少なくともその標題から期待されたアンヌ・ロンパール＝ジュールダンの近著『パリ＝都市の発生：起源から1223年までのセーヌ右岸地域』⁽²⁾（1976年）が、その扱っている時代の広がりにもかかわらず、10世紀以前の歴史については、地名学、民俗学等の隣接科学の援用と後代の史料による遡及法に専ら依拠していることから、その深刻さがうかがえる。

われわれはまず9世紀までのパリに関する諸事実を、極めて概括的ではあるが、とりわけ比較的知られている地誌的所見を中心に述べておきたい。

後に、都市パリに発展する領域は、その起源を三つの核的定住地に発している。すなわちパリ左岸、シテ島、そして右岸である。

a シテ島

パリの心臓部とも言えるシテ島は、定住の歴史が非常に古く、新石器時代にまでさかのぼると言われている⁽³⁾。ガロ＝ローマ時代にシテ島は防柵をめぐらされていたが、その面積は約10haと推定される⁽⁴⁾。ローマ帝政期から中世初期にかけて、このシテ島は東西二つの領域に分割されていた。現在の Palais de Justice から西の部分が、ユリアヌス帝によって

建設されたローマ皇帝の宮廷が占め、帝国解体後はメロヴィンガー諸王によってそれは引き続き使用された。⁽⁵⁾ 他方東部は司教座聖堂を初めとする諸教会、礼拝堂、修道院、司教館等の宗教的諸施設が数多く存在し、司教の支配下にあった。⁽⁶⁾ 7世紀に国王ダゴベルトの「財務長官」であったノワイヨン司教エリギウスの伝記は、彼がシテ島の S^t Martial 教会を修理・拡張しようとした時、隣接地の賦与を国王に懇請した事実を伝えているが、これは S^t Martial 教会が王領地の上に建てられていたことを示唆している。⁽⁷⁾ 司教の支配下にあるシテ島の東半部も、ローマ時代には国家領に属し、教会建設のたびごとに敷地の賦与を受けていたと思われる。メロヴィング期にもこの地域では教会諸施設の敷地、付属地の間に、依然として王権に属する領地が点在していたと推測するのは、それほど無理な話ではない。S^t Martial は9世紀に S^t Elois 教会となるが、この S^t Elois 及び S^t Magloir 修道院ののちの地代取得地(censives)は王領地起源であった。⁽⁸⁾ シテ島には造幣所の存在も指摘されている。⁽⁹⁾

615年の日付をもつ、ル・マン司教ベルトラムヌスの遺言証書の中にも、彼が所有していた「パリの市壁内」の家屋についての言及がある。その家屋はエウセビウスなる人物によって建てられ、所有されていたが、国王クロタール1世がベルトラムヌスに譲与したものであった。⁽¹⁰⁾ ここで言われている「パリ市壁内」の地域とは、明らかにシテ島を意味している。この家屋をめぐる国王とエウセビウスとの権利関係は全く不明であるが、国王がエウセビウスの家屋を取得するに際して、おそらくは王権が保持し続けていたその土地の所有権を楨榫としたことは充分考えられる。この時期には、ローマ起源の特殊に都市的な土地占有権が生きた法として機能していた。ヴァルター・シュレジンガーは『Burg und Stadt』と題する論文の中で、トゥール書式集42番の「都市内の土地及び家屋の売却」⁽¹¹⁾なる書式の存在を根拠として、農村とは異質な土地法の在り方を主張するのである。⁽¹²⁾ それは永代貸賃借と呼ばれる法関係に基づく占有権で

あり、その内容は賃借人が土地所有者から事実上無期限に土地を借り、その代価として一定の賃借料を支払う。賃借人は終身的にその土地に対し占有権及び地上権をもつ。彼はその土地に建物をたて、土地とは独立に建物に売却その他の処分権を有するというものである。トゥールの書式集において、土地と家屋が売却、寄進の対象としてはっきり明示されるのは、こうした占有権が存在したためであるという。¹³

メロヴィング期の都市における土地制度の一般的状況に徴してみると、エウセビウスの家屋の敷地の所有権は終始国王が保持しつづけていたのであり、何らかの理由で家屋の所有権をも国王が取得したものである。先述のベルトラムヌスの遺言証書はいまひとつ、この時期のシテ島の都市的性格に関する証言を行なっている。すなわち先に挙げた家屋内にtabernaの存在が明示されているのである。tabernaとはおそらく飲食店と旅籠両方の機能を兼そなえていた。その賃借人(locarius)は、毎年ル・マン教会と聖ペテロ＝パウロ聖堂に灯明料を納入すべきことが義務づけられている。またこの時期にはシリア人をはじめとする外国の商人たちが取引のために頻繁にパリを往来していた。事実メロヴィング期のパリにはシテ島を中心にして、多数のシリア人が居住していたことがトゥールのグレゴリウスの記述から知られる。590年、司教ラグネモドゥスの死後、その後継者となったのはシリア商人エウセビウスであった。彼は大量の贈り物によって、その地位を獲得したのであったが、司教座につくなり、前任者の配下の者たちを更迭し、シリア人たちを教会の諸職に任命したのである。¹⁴断定は出来ないが、先述のベルトラムヌスの証書に登場するエウセビウスと、この司教エウセビウスとは同一の人物であった可能性が大きい。

シテ島の宮廷は7世紀にも国王の宮廷として利用されたが、7世紀中葉以後になると国王が滞在した形跡が無くなる。¹⁵9、10世紀の国王証書には、パリのPalatiumは全く登場していない。それに代ってパリ伯が自らの居城として利用し始める。987年カペ王朝を創始することになるユグ

ー・カペの父、大ユグー及びユグー自身が太公(dux)としてシテ島の宮廷に君臨することとなった。¹⁷

b 左岸

左岸を特徴づけるのは、紀元前52年カエサルの率いるローマ軍によってパリが屈服させられた後に、この地にローマ都市の建設が行なわれたことである。その都市建設は、ローマの植民市建設プランの通例に従って、幾分北東に傾いた南北の中心線 *cardo* (現在のサン＝ジャック街) と、これと直角に交叉する形で東西方向に引かれた二本の *decumanus* によって骨格が形成されていた。^(17bis) これらの軸線を中心に、二つの広場と二つの浴場が、そして現在のラ・ソルボンヌの一面をほぼその頂点とするジュヌヴィエーブの丘の東側斜面に闘技場が、それぞれローマ都市特有の公共建築物として配置されていた。*cardo*によって二分される西側の地域には広大な墓地が展開し、ジュヌヴィエーブの丘の北面及び北西面には4世紀頃、かなり密度の高い定住が行なわれていた。¹⁸ 帝政期には左岸の南約1kmの地点まで集落が伸び、その縁辺部は独立ガリア時代以来の共同墓地に位置する現在のピエール・ニコル街にあたる。¹⁹ このローマ都市とは別個に、東側のセーヌの支流ピエール川と、パリからサンスに通じる街道との交点にサン・マルセルと呼ばれるブール(vicus)が存在していた。これは現在パリ13区のブルバール・ロピタルに面して立つサン・マルセル教会を核として6世紀以来進行した定住によって形成され、初期の頃から環濠と防柵を備えた独立の定住地をなしていた。²⁰ 250年代に始まる最初のゲルマン民族の侵入はパリにも及び、とりわけ左岸が著しい被害を蒙った。リュクサンブール公園、ユルム街、ラ・ソルボンヌ、サン・セヴラン教会、エコール・ポリテクニックなどの地下部分に、この時期のものと思われる火災の痕跡が確認されている。²¹ しかしこうした打撃にもかかわらず、左岸の人口増加傾向は持続し、メロヴィング期に入ってもそれは変化を見せなかった。²²

ローマ都市をはさんでサン・マルセルのプールの反対側、すなわち西部の古代ローマ街道沿いに、6世紀後半、キルデベルト1世によってサン・バンサン教会堂が建立された。この教会堂は後にサン・ジェルマン・デ・プレと名を変えたが、それはメロヴィング家の埋葬修道院としての役割を果たすようになる。創建者キルデベルト1世と並んで、キルベリック1世とその息子クロヴィス、メロヴィクス、王妃フレデグンデ、国王クロタール2世、その他多くの王族がこの修道院に埋葬された。²⁸王家の埋葬修道院としてのサン・ジェルマン・デ・プレの地位は、7世紀にサン・ドニ教会の登場によって失われるが、²⁹後に独立のプールに発展するための人口の定着は、この修道院を核として強固な基礎を得ていた。9世紀初頭の時期は、この修道院の歴史にとって画期となる。もともとこの修道院は、キルデベルト1世によって王領地に建設されたが、その際キルデベルトはインムニテート特権を賦与しなかったらしい。インムニテートが正式に国王によって賦与されたのは772年シャルルマーニュによってである。これによって修道院は独立的な裁判権の行使、国王役人の領内立入りの拒否の他に、国庫への貢租納入の免除、更には英仏海峡及び北海沿岸の諸港や、王国内の主要な地方との商取引を通過税を支払わずに行なう権利を獲得したのである。³⁰このような多大な特権が、このプールの経済的機能を高まらしめ、一層の人口定着を促進したことは容易に推定される。

他の二つの定住地（シテ島、右岸）に対する左岸の優位にとって致命的な打撃を与えたのは、9世紀のノルマン人の侵攻、略奪である。ノルマン人の攻撃は、強固に要塞化され激しい抵抗を行ったシテ島を除いて、セーヌの兩岸に及んだが、とりわけ左岸の受けた被害は著しかった。ミシュル・ロブランによれば、右岸の比重の相対的上昇はノルマン人の攻撃によるこうした左岸の荒廃に加えて、カロリング期に入ってから首都がラン、アーヘンに移動したことにより、ラインラント、ゲルマニアとの交渉が密度を増した結果であるという。²⁸すでにメロヴィング末期のパ

りは推定人口30,000人を数えたがカロリング期以後パリの人口の三分の二が右岸に集中するようになったといわれている²⁷。カロリング期を通じて左岸に建設された教会は僅か3ないし4教会にすぎない。

c 右岸

右岸の地誌は Tudella と呼ばれる先史時代のセーヌの流れが作った湿地帯と、現在の川筋によって区切られた半月形の内部で発展した。この低湿地を横切ってモー、サンリス、ルーアン、マントなどの東西北方へ伸びる街道のこの地点には、中世を通じて橋がかけられていた。低湿地の外側はシャイヨー、モンマルトル、ベルヴィル、シャロンヌなどの丘陵の連なりが取りかこんでいる。周囲をこうした湿地帯 Tudella（その意味するところは文字通りラテン語の「防禦物、である」²⁸）とセーヌの流れによって守られた自然の要塞である右岸の定住の歴史はシテ島に劣らず古い。

Tudella は大きく二つの地域に分けられる。すなわち東部のグレーブ (Grève) 広場を中心として発達したプールと、シテ島からサン・ドニを通じてルーアンへ通じる幹線道路の西側に位置するサン・ジェルマン・ロセロワのプールとである。両者ともその発展の原動力を、セーヌ川を利用しての水運・商業活動に負うところ大である。前者はグレーブの船着場を、後者はレコール (l'Ecole) と称する港をそれぞれ有していた²⁹。後にパリの市政組織に発展するところの Nautae Parisiaci (パリ水上商人組合) の起源は、ローマ征服以前の独立ガリア時代にまで遡るが³⁰、ローマの支配の終焉とともに陸路の維持・補修が放棄されるようになり、河川航行が再び重要性を増し、その結果水上商人の活動の場であったグレーブの船着場が活況を呈してくるようになる。それはセーヌ川を航行する船舶の寄港地・係留地となった。パリが必要とする様々の物資、例えば木材、石材、木炭、葡萄酒、麦藁、秣などの嵩ばる商品が、この港で陸揚げされた³¹。

右岸におけるメロヴィング期の最初の集落が、この港の周辺にある二つの小丘、モンソー・サン・ジェルベ、及びモンソー・サン・ジャックの上に形成された⁸³。この集落の特徴は、その住民の多くが手工業者、漁師、船乗り、商人などの水運、商業をはじめとする流通・商品生産活動に従事する人々であるということ、これは左岸のローマ都市に居住する人々の多くが、当初はおそらく行政官、後には農耕市民であるのとは対照的である。

先述の、右岸を東西に二分する二本の道路のうち、西側のサン・ドニ街から東はローマ時代に建立されグレーブ広場の東部にあるサン・ジェルベ教会が1213年まで唯一の教区教会として認められていた⁸⁴。一方この道路の西側に広がるサン・ジェルマンの教区は、サン・ジェルベに続く右岸で二番目の教区であるが、その管轄領域は同名のプールをはるかに越えて展開していた。それは司教領の領域的広がりとも一致しており、かつてのセヌの水流の痕跡をとどめる湿地帯にいたるまでの、西半分全体を含んでいた⁸⁵。この教区の覆う広大な面積は、サン・ジェルマンのプールの人口を含めて、西半分の領域における定住が東部に比して未発達であったことを推定せしめる⁸⁶。885年ノルマン人がパリに攻撃を加えた際、彼らはこのサン・ジェルマンのプールに防壁をめぐらした宿営地を作り、翌886年の春までそこにとどまってパリ略奪の根拠地としたのである⁸⁷。

サン・ドニ街道とグラン・ポンを起点として、セヌの川筋に沿ってシャイヨーにまで至る、サン・ジェルマン街は、その周辺に小集落が形成される軸線であったが、既に述べたようにグレーブ広場を中心とする東部の集落ほどの活況を呈さなかった。全体として見れば、東部に比してより農村的景観を保持していたと言えよう。

注

- (1) Michel Fleury, "Paris du Bas-Empire au début du XIIIe siècle." in Paris, Croissance d'une capitale. Actes de colloques. Paris, 1961. p. 73:

- (2) Anne Lombard-Jourdan, *Paris-Gènes de la "ville" — La rive droite de la Seine des origines à 1223*. Paris, 1976. 参照。
- (3) Paul-Marie Duval, "Lutèce gauloise et gallo-romaine." in *Paris, Croissance*. p. 41.
- (4) Michel Roblin, "Cités ou citadelles? Les enceintes romaines du Bas-Empire d'après l'exemple de Paris." in *Revue de Etudes Anciennes*, 1951 vol 53, p. 302.
- (5) Carlrichard Brühl, *Palatium und Civitas. Studien zur Profantopographie spätantiker Civitates vom 3. bis zum 13. Jahrhundert*. Bd. 1: Gallien, 1975, Köln-Wien. p. 21.
- (6) Jacques Boussard, *Nouvelle histoire de Paris. De 886 à la mort de Philippe Auguste*. 1976, Paris. p. 35.
- (7) *Ibid.* p. 15, n. 25.
- (8) *Ibid.* p. 22.
- (9) *Ibid.*
- (10) "...Domum vero intra muros civitatis parisiorum, quae ab Eusebio quondam fuit aedificata vel possessa, et mihi a praelcelso domno Clothario rege concessa esse dignoscitur..." *Testamentum Bertramni episcopi Cenomannensis*. an. 615, in *Pardessus*, t. 1 p. 202.
- (11) M.G.LL, *Formulae*, p. 90 参照。
- (12) Walter Schlesinger, "Burg und Stadt". in *Beiträge zue deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters*. Bd. 2, 1963, Göttingen, p.127.
- (13) Dietrich Claude, *Topographie und Verfassung der Städte Bourges und Poitiers bis in das 11. Jahrhundert*. 1960, Lübeck-Hamburg. pp. 91—92. 参照。
- (14) "...sic quoque ut de tabernis quae infra ipsam domum esse noscuntur, locarius ille, qui annis singulis exinde separatur in lumen in sacrosancta ecclesia Coenomania et praedicta basilica domni Petri et Pauli insumatur,..." *Pardessus*, t. 1, p. 202.
- (15) *Gregorii episcopi Turonensis Libri Historiarum X*. lib. X, c. 26. in *M.G.SS. r. Mero* t. 1, pars. 1, p. 519. May Vieillard-Troiekouroff, *Les monuments religieux de la Gaule d'après les oeuvres de Grégoire de Tours*. 1976, Paris. p. 205. 参照。
- (16) Brühl. *op. cit.* p. 22.
- (17) *Ibid.*
- (17bis) Duval. *op. cit.* pp. 50-52.
- (18) Boussard, *op. cit.* p. 17.
- (19) Roblin, *op. cit.* p. 302.
- (20) Boussard, *op. cit.* p. 18.
- (21) Duval, *op. cit.* p. 63.
- (22) Roblin, *op. cit.* p. 309.
- (23) Brühl, *op. cit.* pp. 8-9 及び p.9, n. 29. 参照。

- ②4 Ibid.
 ②5 Françoise Lehoux, *Le bourg Saint-Germain-des-Prés, depuis ses origines jusqu'à la fin de la Guerre de Cent Ans*. 1951, Paris. pp. XIII-XIV. 参照。
 ②6 Roblin, op. cit. pp. 309-310.
 ②7 Ibid.
 ②8 Lombard-Jourdan, op. cit. pp. 5-6.
 ②9 Ibid. p. 29.
 ③0 Ibid. p. 27 et 146.
 ③1 Ibid. p. 29.
 ③2 Ibid.
 ③3 Ibid. p. 107.
 ③4 Ibid.
 ③5 Boussard, op. cit. p. 36.
 ③6 Lombard-Jourdan, op. cit. pp. 60-61.
 ③7 Ibid.

Ⅲ Saint-Maur-des-Fossés 修道院土地台帳の分析

ロベール・ドゥ・ラテリィは1878年、*Cartulaire général de Paris*の第1巻を編集・公刊したが、そこには528年から1180年までのパリの歴史に関する585点の史料が、テキスト全文あるいは内容摘記の形で収録されている。この中にパリ近郊にあるSaint-Maur-des-Fossés修道院が、パリ市内に所有する土地がNotitiaという標題のもとに掲げられている。⁽¹⁾この修道院はパリの南東約10kmの、セーヌ川が大きく袋状に蛇行する地点に位置し、パリのノートル・ダムの助祭ブリデゲシルスが、639年クロヴィス2世から修道院建設用地として王領地の一部を賦与されたところからその歴史が始まる。⁽²⁾それは聖ペテロを守護聖人とした。⁽³⁾700年頃には修道院長ワルドマルスがキルデベルト3世からインムニテートの賦与を受け、⁽⁴⁾717年にはキルペリッヒ2世から修道院長の自由選任権を確認してもらうのに成功した。⁽⁵⁾メロヴィング期には、Saint-Maurは、王権に近い、勢力を持った大修道院であった。

ドゥ・ラテリィの註記によれば、この史料は厳密に年代決定されていない。これは9世紀のものである手稿史料の余白に、10世紀に筆写されて伝わって来たものである。この史料を公刊したルプフ師は、原本が写

本の成立時から若干遡る時期に成立したと考え、同史料を再度公刊したボルディエはこの史料を9世紀末のものと推定した。ドゥ・ラテリィは、このボルディエの年代決定をほぼ受け入れている。その根拠のひとつは、パリ市内の土地台帳の部分には収録されていないが、同時期に成立した農村地方の台帳にmansus de Floriacoが記されており、このmansusは866年に初めてこの修道院に賦与されたことが確認されているからである。⁶⁾ところでこのテキストにはSt Medericusなる教会名が見える。St Medericusは後述するように、884年の聖Medericusの聖遺物の奉遷によって初めて姿をあらわすのであるから、土地台帳の成立は884年以後ということになる。ここでわれわれの推定を述べるならば、この台帳の作成は885—886年のノルマン人の侵入によってもたらされた土地所有関係の混乱を整理し、諸権利の再確認の目的をもって、9世紀の90年代に行なわれたものと思われる。プリュム修道院の土地台帳の作成はまさしくこのような意図をもって行なわれたのであり、Saint-Maur修道院の場合にも同様の事情を想定するのは、それほど無理なことではなかろう。

さてテキストそのものの分析に移ろう。それは以下のように、保有者名、長さ、幅、そして隣接地、地代の順に一筆ごとに記載されている。

Area quam tenet N habet in longum pedes X et in transverso pedes Y, de uno latere terra A, de alio latus B, de uno fronte terra C habet exitum in via publica, debet denarios Z cum eulogis.

この書式は一例であって、全てが同一の書式で統一されている訳ではない。書式の異同とその意味については後に言及する。総計34筆の土地がこのテキストに記載されている。その末尾にはSunt in summa solidi XXXVI et denarii XIと地代総額が提示されているところから判断して、パリの都市内の土地に関する限り、この台帳は断片ではなく、完結したテキストであると言える。というのは34筆の地代を合計すると36 solidi 9 denariiとなって、テキストに記された36solidi 11 denariiに極めて近い数値となるからであり、従って写本作成時に脱落した地片は

まずないと考えてよいだろう。両者には2 denariiの差があるが、それは計算上の間違いというより、むしろ原本における表記上の過失もしくは転写時のあやまりであろう。ローマ数字での11と9のちがいは、IをXの左右いずれに置くかのちがいにすぎないからである。

ドゥ・ラテリィの註記によれば、この手稿本の最後の一葉には、同修道院がパリ近郊に所有する土地が同じように列挙されているという。¹⁷⁾してみると、この修道院は台帳作成方法の点で、都市内の土地と農村所領とを区別することなく一括して記録している他の修道院とは異っているようである。それは所領経営システムの差異というよりも、都市内の土地を別個に扱うのが経営技術上妥当と思われるほど、パリが顕著に都市的様相を示していたか、それとも都市内の土地を農村のそれと区別する伝統が、既にこの都市に存したためであろうか。おそらく両者がひとしくその根拠をもっている。

さて34筆の土地を、必要と思われる項目に従って図表化したのが以下の表である。

最初に、先に紹介した記載の書式から検討してみよう。Saint-Maur修道院の土地台帳の書式は、これより約250年前の7世紀中葉に編纂されたマルクルフ書式集第二書二十番の「都市内の土地売却」の書式と酷似していることをまず指摘しておかなければならない。後者は以下の如くである。

...et ita vindedi area iuris mei infra muros civitatis illius, habenti per longo pedes tantos et in lato pedes tantos, quae subiungit ab uno latus(terra) ill., ab alio latus(terra)ill., a fronte uno(terra) ill. et ab alio fronte (terra) ill.,¹⁸⁾

この書式集が、7世紀にパリ地方を中心として行なわれていた法慣行をもとに、修道士マルクルフによって編纂されたものであることは周知の事実である。ところで、一方は土地台帳の書式であり、他方は売却証書のそれである。両者の文書としての性質の差異にもかかわらず、書式の点で

	保有者名	地積表示形式
1	Languaudus	in longum X et in transverso Y
2	Eburnus	〃
3	Adolfredus	〃
4	Hildemannus	in longum X, ab uno fronte Y, ab alio fronte Z
5	Vuineboldus	in longum X, de uno fronte Y, ab alio fronte Z
6	Siemarus	〃
7	Vuarninga	in longum X, de uno fronte Y, ab alio fronte simil.
8	Aia	in longum X, de uno fronte Y, ab alio fronte Z
9	Odoinus	〃
10	Tedulfus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte simil.
11	Bertarius	〃
12	Girboldus	in longum X, in transverso Y
13	Tedulfus	〃
14	Tedulfus	〃
15	Frothardus	in longum X, in transversum Y
16	Castelanus	〃
17	Otelbertus	〃
18	Huncbertus	〃
19	Dominicus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte Z
20	Petrus	in longum X, in transverso Y
21	Aistulfus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte Z
22	Geroaldus	〃
23	Tetaldus	in longum X, in transverso Y
24	area indomi.	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte Z
25	Authadus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte simil
26	Deodatus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte Z
27	Dertrudis	〃
28	Autulfus	〃
29	Hilderamnus	〃
30	Tetaldus	〃
31	Othelmus	〃
32	Tetaldus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte simil
33	Bertismus	in longum X, de uno fronte Y, de alio fronte Z
34	Authadus	〃

地積	地代	長さ×幅	長さ/幅	隣接地(所有者名)
90 m ²	4 d cum eulojas	12×7.5m	1.6	a,b,b, vp
405	20d ♯	27×15	1.8	a,a,a,a. exit.vp
211	3 d ♯	23.4×9	2.6	a,a,c. exit.vp
158	4 d ♯	15×13.5/7.5	1.4	a,c,d, Ingobertus, exit.vp
86	4 d ♯	22.8×4.5/3	6.	d,g,d. vp
50	3 d ♯	13.8×3.9/3.3	3.8	d,d,d,d. exit.vp
66	4 d ♯	16.8×3.9	4.3	d,d. vp,vp.
344	10d ♯	45×4.8/10.5	5.9	h,d. exit.vp,exit.Marcado
385	19d ♯	45×12.9/4.2	5.3	d,h.exit.Marcado
97	12d ♯	10.8×9	1.2	d,d,vp,vp.
159	8d ♯	15.6×10.2	1.5	a,d. exit.vp
42	4d ♯	7.8×5.4	1.4	d,d,d,d. exit.vp
45	4d ♯	7.5×6	1.3	d,d,Gundevoldus. exit.vp
513	4d ♯	28.5×18	1.6	g,Cundevoldus,vp,vp.
45	10d ♯	15×3	5.	a,j,m,vp.
79	12d ♯	16.5×4.8	3.4	j,j.exit.vp
69	2s ♯	16.5×4.2	3.9	d,d,d,d. exit.vp
64	6d ♯	16.5×3.9	4.2	d,d,m. exit.vp.
73	2s ♯	15.6×5.1/4.2	3.4	d,j,m,vp.
24	10d ♯	6.6×3.6	1.8	c,c,Veironus
302	12d ♯	21.9×13.5/14.1	1.6	d,j,vp.
115	12d ♯	15.6×7.2/7.5	2.1	d,j,j. exit.vp.
64	2s ♯	12.6×5.1	2.5	e,i,vp,vp.
87	—	15.6×6/5.1	2.8	c,j,vp,vp.
1134	8s2d ♯	63×18	3.5	j,j,j,vp.
32	6d ♯	9.3×5.1/1.8	2.7	j,f,e,vp.
639	2s ♯	60×12.6/8.7	5.6	j,f,vp.
676	2s ♯	49.5×18/9.3	3.6	j,h,vp,vp.
254	8d ♯	48.3×6/4.5	9.2	g,j,k,vp.
450	4d ♯	60×9/6	8.	g,j,l,vp.
932	1s ♯	55.5×15.9/17.7	3.3	j,f,l,vp.
416	4d ♯	55.5×7.5	7.4	j,f,l,vp.
213	4d ♯	40.5×4.5/6	7.7	j,l,l,vp.
1305	20d ♯	60×18/25.5	2.8	j,l,l,vp.
9624 m ²	36s9d ♯			

註記) 1 pes ≙ 30cm

の類似は両者の間にある、何らかの相互関連を推定せしめる。寄進証書の書式についても同様の事が言える。時代はやや下って925年8月23日の日付をもつ、パリの^{ヴィコント}副伯テウドの同修道院へのパリ市内の所有地の寄進証書は当該地片を、...predictam aream terre, habentem ex uno latere pedes LXIII, de alio pedes LX...と記し、非常に簡略化されているが、それが基本的にマルクルフ書式集の系譜に属するのは、かなり蓋然的であるといえる。売却証書、寄進証書と土地台帳の親縁関係は、この台帳が、おそらくは修道院の文書庫に保存されていた、これらの証書から筆写する形で作成されたためであろうと思われる。土地台帳における地片の長さ、幅を表示する用語にみられる若干の不統一も、台帳の原本とも言うべき証書類が相互に時間的へだたりをもっていることに帰因するのではないだろうか。

地積の表示形式には以下の二つの基本型が認められる。

- ① in longum X et in transverso Y.
- ② in longum X, ab(de)uno fronte Y, ab(de)alio fronte Z.

隣接地の項からもわかるように、全ての地片が公道(via publica)に面しているか、それへ通じる出口(exitus)を持っている。ところで上記のlongumは道路に対して並行の長さであるのか、それとも道路に対して直角の、敷地の深行きを示すものであろうか。用語の一般的な意味だけでは判断しえない。longumとtransversoの数値を比較すると、全ての場合においてlongumの数値が大である。この事実に関して論理的には三つの解釈が可能である。まず幅、奥行きに関係なく、長辺をlongumとし、短辺をtransversoと記録した可能性である。この場合、地片の形態が道路に対してどのような関係になるかは確定しがたい。第二の可能性はlongumが奥行きで、transversoが地片の幅を意味する場合である。この場合、すべての土地は道路に対して奥行きの深い帯状の形態をとることになる。最後は、longumが道路に並行した長さ、transversoが奥行きを示す場合である。結論的に言うならば、われわれは第二の仮説をとる。

その理由は、時代は遙かに下るが、後代のパリの地積図を見ると、殆んど例外なく地片は道路に対して直角に長い形態をしているからである。この仮説に立てば、①の場合は、道路に対して直角に細長い長方形の地片であり、②は同じく細長い台形の形をとっていたことになる。

次に地片の大きさについて、具体的に考えてみよう。道路に対する奥行きと幅(間口)(／線を境に並んでいる数字は、間口が道路に面する部分と他端とでは異っている場合である)、それに縦横の比率(間口の幅が異っている場合は、その平均値を用いた)は表示した如くである。ところで1番から34番までの地片の配列はアト・ランダムなものではなく、おそらくは一定の地点を起点として地片の並ぶ順序に記録していったものであろうことは、複数の地片を保有する三人、すなわちTedulfus, Tetaldus, Authadusの土地がひとまとまりになっておらず、分散して記載されているところから明らかである。従って34地片を何らかの指標を用いて、もし可能ならば地域的にグルーピングされる筈である。このような前提のもとに奥行き、幅、縦横の比率、地積、地代を指標として作業を行ってみると、34地片はおおよそ4つの集団に区分けされる。A、1～9、B、10～14、C、15～24(24番はSaint-Maur-des-Fossés修道院の直領地)D、25～34。Aグループは格別の特徴をもたないが、B、Cに比して一般に地積が大で、その割に地代が低いのが目立つ。またB、Cに比して地片がやや細長い。Bグループは、縦横の比率を見ればわかるように、正方形に最も近い形態を示している。また5地片のうち3地片をTedulfusなる同一人物が保有していることに注目しよう。10番の地片と終りの14番の地片とは、いずれも角地に位置しているところから、Bグループはひとつの街区にまとまっていたと推定される。Cグループに特徴的なのは、20番と21番を除いて奥行きが一定していること。面積が狭小である割には、地代が高いことである。地積の大きさから見て、菜園なども作れず、その価値は専ら流通経済において占める役割に負っているものと思われる。このグループの地区は、非農業的経済活動が最も盛

んであった街区と看做されよう。この点24番の Saint-Maur 修道院の直領地が、この街区のしかも角地に位置していることは看過しえない。area indomnicataは、この場合いうまでもなく耕地ではない。余りに狭すぎる。おそらくパリ近郊の農村所領からの生産物を商品化したり、あるいはパリ市内の所有地からの地代を徴収するなどの、同修道院の財務・経済行政を司どる「出先機関」の所在地であったろうと思われる。Dグループに属する10地片は26番を除いて、奥行きが圧倒的に長い。その結果、当然地積は大となるが、地代は25番を別にしてそれほど高くない。むしろ低いと言える。地積の絶対値には開きがあるが、土地の性格はAグループのそれに近いといえよう。AuthadusはDグループ中、最も大きい2地片を保有しているが、25番が34番に比して地積が小であるにもかかわらず、地代が5倍近いのは、前者が商業区域たるCグループに地理的に近接しているのが原因と思われる。

隣接地の所有者について、次に検討する。最も数の多い、所有者が教会の場合をまず見てみよう。合せて12の異なる教会名が挙げられているが、23番と26番は Sancti Petri de alia potestateと記されており、頻繁に登場する他の Sanctus Petrusとは守護聖人こそ同じであるが、それとは異なる教会であることが明示されている。従って総計13の教会が隣接地の所有者として名を連ねていることになる。

a) St Gervasiusは右岸に位置し、4世紀末に建設されたと推定されている。それは6世紀にウェナンティウス・フォルトゥナトゥスによって書かれた聖ゲルマヌス伝で言及されている。この教会の後陣にある Pet au Diableなるメンヒルは、同教会の敷地がかって異教的祭祀の聖域であった証拠であるとロンバル＝ジュールダン¹⁰は述べている。守護聖人の祝日が、異教的な祝祭日である6月19日であるところからも、この推定は蓋然性をもっている。初期の教会が、異教崇拜を除去するために、しばしば異教祭祀の中心地に教会を建設したことは、よく知られた事実である。この Saint-Gervais 教会は、パリの司教座聖堂に次いで、

最初に建立された教区教会であり⁴¹、既に述べたように、1213年に教区の分割が行なわれるまで、右岸の東半分全体がこの教会の教区であった。

b) St Julianus教会は左岸のプチ・ポンの近くに位置していた。トゥールのグレゴリウスの「フランク史」は、幾つかのエピソードの中でこの教会に言及しているが、587年にはグレゴリウス自身がこの教会に滞在している。Saint-Gervais同様この教会も異教の聖域に建てられたことは、キリスト教徒の墓地に時代的に先行する異教徒の墓地が、この近くから発掘されているところから明らかである⁴²。

c) Sta Maria教会とはシテ島のノートル・ダム大聖堂である。シテ島に置かれたパリの司教座聖堂は、メロヴィング期までは聖エティエンヌ教会であったが⁴³、8世紀末から9世紀初頭にかけてノートル・ダム教会がそれにとって代ったようである。775年聖ドニ修道院とパリの司教座教会との争いをめぐって発されたシャルルマーニュの一証書は、パリの司教座教会を構成する三教会を、その守護聖人名を付して挙げている (Sanctae Mariae semper Virginis vel Sancti Stephani vel Sancti Germani) が、ジャン・ユベールによれば、ノートル・ダム教会が史料に明確な姿をあらわすのは、これが最初であるという。彼はノートル・ダムの聖エティエンヌ教会に対する優位を、聖堂参事会の創設のうちに見ている⁴⁴。

d) 1番から22番まで頻繁に登場するSt PetrusはSaint-Maur-des-Fossés修道院自身に他ならない。その守護聖人がPetrusであることは、先に指摘した通りである⁴⁵。

e) St Petrus de alia potestateとはどの教会を指すのであろうか。われわれはこれを、聖メリィの聖遺物奉遷によって二人の守護聖人を戴くことになるSaint-Pierre et Saint Merry修道院に同定する。この修道院は右岸のサン・マルタン街に面して位置し、その起源は明らかではないが、メロヴィング期にまで遡ると推定されている⁴⁶。St Petrusは、844年の聖メリィの奉遷の時期までcellula quae sub nomine Petri prin-

cipis apostolorum fuera consecrata として独立の教会として存続して来たのである。二人の守護聖人を戴くようになった後に作成されたと思われるこの土地台帳において、St PetrusとSt Medericus(=St Merry) がそれぞれ独立して土地所有者となっているのは、この時期にSt Petrus教会とSt Medericus修道院の財産が分離して扱われていたためと思われる。¹⁹

f) St Medericus が今述べた右岸の聖メリィ修道院であることは間違いない。聖メリィに関して指摘しておきたい重要な点は、この修道院がその周囲に所有する地代取得地は、12世紀に同修道院の改築を可能にするだけの財政的余裕をもたらす規模のものであったということである。²⁰

g) St Georgius は、現在右岸の聖マグロワール教会になっている。965年頃ブルターニュ、アレトの司教サルヴァートルは、ノルマン人の侵攻を受けて、聖マグロワールの聖遺物をたずさえ、パリに避難して来た。当時イル・ドゥ・フランスの太公であったユグー・カペはこれを迎え入れ、シテ島の聖バルテルミィ教会に聖遺物を安置せしめ、付属礼拝堂としてサン・ドニ街に面した聖ジョルジュ教会を与えた。後にシテ島の修道院が手狭になった修道士たちは、聖ジョルジュ教会に移り、この礼拝堂は聖マグロワールを守護聖人とするようになる。²¹

h) St Eligiusはシテ島に位置し、前にも述べたように、²² もとは聖マルシアル教会と称していたが、9世紀に聖エロワを守護聖人として戴き、女子修道院となった。²³

i) St Christofolus もシテ島の女子修道院で、既に7世紀に存在していた。おそらく817年の公会議の後と思われるが、パリ司教はこの修道院を病人の看護と治療に供させている。²⁴

j) St Germanusは言うまでもなく、右岸の西半分を所領として有する聖ジェルマン・ロセロワである。それはナンテールに通じる街道に位置し、またレコールと称する船着場を背後にひかえ、独立のプールをそ

の周辺に形成したことは前に指摘した。²⁵ サン・ドニ街を起点としてセーヌ川に並行して起るサン・ジェルマン街は司教の裁判権に服していた。²⁶

k) Sta Genovephaは左岸のサント・ジュヌヴィエーヴの丘の上に、クロヴィスとその娘クロチルドによって建てられた。当初聖使徒もしくは聖ペテロを守護聖人としていたが、後に、その地に聖ジュヌヴィエーヴの墓地があるところから、聖ジュヌヴィエーヴを守護聖人とするようになる。クロヴィスは、511年の死の折にこの教会に埋葬された。²⁷

l) St Martinusは右岸に位置し、既に6世紀にサン・ローラン教会堂と、パリの北門の中間に存在していた。7世紀にそれが修道院として利用されていたことは確実であるが、9世紀にノルマン人の攻撃を受けたことは、その存立にとって致命的作用を及ぼした。11世紀以後、この教会は消滅してしまっただけ。²⁸

m) 最後にSt Dionisiusについては、パリの北方約10kmの近郊に位置する有名なサン・ドニ修道院を除いても、少なくともメロヴィング期に起源を有する二つのサン・ドニ教会がシテ島に存在している。すなわちSaint-Denis-du-Pas及びSaint-Denis-de-la-Chartreである。²⁹ われわれはいずれか一方にSt Dionisiusを同定するだけの与件をもっていないので、断定を差控えなければならない。シテ島の上記二教会のいずれかであると言うにとどめよう。

このように見て来ると、隣接地の所有者として明示されているもののうち、教会、修道院以外の個人所有になるものが、僅か三地片にすぎないという事実には、あらためて強い印象を受ける。この数字を、われわれは記憶にとどめておかなければならない。こうした所見はSaint-Maur修道院の所有地の存在する地域に関するものであって、勿論これをパリ全体に一般化させてはならないのだが、しかし同修道院が、特に教会所有地の多い地域に所領を有していたとする理由もない。

それではSaint-Maurの所有地は、具体的にパリのどの地域に同定し

うるだろうか。隣接地を所有する教会をひとつひとつ取り上げて来たのも、実は土地台帳に記載された諸地片の所在地を確認する作業を念頭に置いての事なのである。この場合、それぞれの教会、修道院は一般的に、その所在地の近辺に所領を有するという原則を採用する。

さて、地片所在地の確定のために、隣接地所有者以外に二つの有力な手懸りがある。ひとつはvia publicaの存在であり、もうひとつは8番と9番に見えるMarcadusである。まずvia publicaについて見てみると、古代ローマのcardoの延長線上にある右岸の南北の幹線道路、サン・マルタン街はregalis viaと呼ばれていたが、これはvia publicaと同義語である。またサン・ジェルマン・ロセロワ街と、この街道から東走してサンス(Sens)へ向う道路もローマ時代の街道であり、⁶⁰史料によってvia publicaと形容される可能性なしとしない。via publicaに関しては以上の事実を前提としておきたい。Marcadusについては、ロンバルド＝ジュールダンがそれを右岸東部のグレーブ広場に同定している。⁶¹われわれはこの推定を承認しよう。彼女によれば、Marcadusは市場であり、また住民集会の開催場所でもあった。⁶²従って1番から9番までのAグループは既ぬグレーブ広場を中心とする、サンスへ通じる街道沿いにあったと推定される。隣接地所有教会としてSt Gervais教会が頻出することも地理的な近さによって説明されるだろう。左岸のSt Julian教会及びシテ島のSt Elois教会が所有地を持っているのは、両者ともローマもしくは初期メロヴィンガー起源の古い教会であるところから、セーヌの水運活動の中心であったグレーブ広場付近に以前から土地を有していたのであろう。

Bグループも同じくサンス街道沿いに見出されると思われる。当時の街区の地誌が詳らかになっていないので厳密な同定は出来ないが、10番と14番がいずれも角地にあるところから、またTedulfusなる人物が5地片中3地片を保有しているところから、この人物が何らかの形で影響力を持つひとまとまりの街区と思われる。なおTedulfusを、911年にパリ

司教となったTheodulfusの一門と結びつけることが許されよう。この一族はパリ伯、モー伯を輩出するなど、パリを中心とする有力な貴族門閥である。⁶⁹先述の、925年にSaint-Maur修道院にパリ市内の所有地を寄進したパリの副伯Teudoも、この一族に属すると推定される。⁶⁹更についでながら23, 30, 32番のTetaldu^sもTedulfu^sと同一系統の名称である⁶⁹ことを言いそえておこう。

隣接地所有者に関して、C・DグループをA・Bグループからわかつひとつの特徴として、後者にはサン・ジェルマン・ロセロワの所有地が全く存在していないのに、前者には頻出しているという事実が挙げられる。従ってC・Dグループは右岸の比較的西側よりの地域に同定される訳のだが、しかしサン・ドニ街より西側ではない。というのは、これより西側のセーヌに並行して走る街道は司教の支配下にあり、*via publica*とは称されない筈だからである。

Cグループは前にも指摘したように地片の奥行きが一定し、地積が小で、かつ地代が比較的高い、最も都市的性格の顕著な街区と思われる。このグループは隣接地所有者にSt Denis, Sta Maria (=ノートル・ダム), St Christopheなどの、いずれもシテ島の教会、修道院が挙げられており、このことから、サンス街道とサン・マルタン街の交叉する一画の街区がCグループの所在地と考えられる。Saint-Maur修道院の直領地はこの交叉点に最も近接する地点にあって、同修道院の流通経済に関する諸実務の統括拠点の役割を果たしていたのであろうか。^(35bis)

Dグループの隣接地所有教会の特徴は、St Georges, St Pierre, St Merry, St Martinなど、それらがいずれもサン・マルタン街を北上する道筋に存在しているという事実である。地片番号が大きくなるにつれてSt Martinの所有地が増加するところから、25番から34番はサン・マルタン街を南から北の方向に順列していたと思われる。St Merryの地代取得地が、この教会の所在地の周囲に密集していた事実は前に述べた⁶⁸。セーヌに並行して走るサンス街道に面した街区の地片に

比して、このサン・マルタン街に面する地片の奥行きが一様に長いことから判断して、9世紀末には、セヌ川の水運の拠点たるグレーブ広場に近いサンス街道沿いの街区に、密度の高い都市的定住が行なわれていたが、北方へ通じるサン・マルタン街は、これに比してまだかなり農村的構造を有していたと考えられる。この推定はA、B、Cグループの地片の多くがvia publicaへの出口を持っているだけで、直接には街路に面していないのに対して、Dグループのそれは一様に直接公道に接しており、従ってこの地域は比較的定住状況に余裕があったと思われる事実によっても裏書きされるであろう。

以上の検討から、図に示したようにSaint-Maur-des-Fossés 修道院の土地台帳に記載された諸地片は、ほぼグレーブ広場の東を起点としてサンス街道に沿ってサン・マルタン街に至り、更にサン・マルタン街に沿って北上し、サン・メリィ修道院へ達する街道沿いの街区に存在したと、われわれは推定する。

注

- (1) Cartulaire général de Paris, t. 1 (528-1180). éd. par Robert de Lasteyrie, 1878, Paris. pp. 72-75.
- (2) Michel Roblin, Le terroir de Paris, aux époques gallo-romaine et franque. 2 éd. 1971, Paris p. 217.
- (3) Ibid.
- (4) M.G. Diplomata Merowingicarum. éd. Pertz. p. 64.
- (5) Ibid. p. 78.
- (6) Cartulaire. p. 72. n. 1.
- (7) Ibid. p. 75. n. 1.
- (8) M.G. LL. Formulae. p. 90.
- (9) Cartulaire, no. 62, p. 85.
- (10) Lombard-Jourdan, op. cit. p. 30.
- (11) Ibid.
- (12) May Vieillard-Troiekourof. op. cit. p. 208.
- (13) St. Etienne 教会については、Michel Fleury, "La cathédrale mérovingienne Saint-Etienne de Paris. Plan et datation." in *Landschaft und Geschichte. Festschrift für F. Petri.* 1970, Bonn. pp. 210-221 参照。
- (14) Jean Hubert, "Les origines de Notre-Dame de Paris." in *Huitième centenaire de Notre-Dame de Paris.* 1967, Paris. p. 18. 参照。
- (15) Ibid. p. 19.

- (16) 本稿142ページ参照。
- (17) R.-H. Bautier, “L’Abbaye de Saint-Pierre et Saint-Merry de Paris du VIII^e au XII^e siècle”. in Bibliothèque de l’Ecole des Chartes, t. 118 (1960), pp. 10-11.
- (18) Ibid. p. 10.
- (19) Ibid. pp. 15-16.
- (20) Ibid. pp. 18-19.
- (21) Boussard, op. cit. p. 16, n. 26 詳しくは René Merlet, “Les origines du monastère de Saint-Magloire de Paris”. in Bibliothèque de l’Ecole des Chartes, t. 56 (1895), pp. 237-273 参照。
- (22) 本稿135ページ参照。
- (23) Boussard, ibid. p. 15, n. 25.
- (24) Ibid. p. 16, n. 31.
- (25) 本稿139ページ参照。
- (26) Boussard, op. cit. p. 19, n. 51.
- (27) Vieillard-Troiekoureff, op. cit. p. 206.
- (28) Boussard, op. cit. p. 20, n. 59 et 60.
- (29) Ibid, p. 16, n. 28 et 29.
- (30) Roblin, Terroir. p. 108.
- (31) Lombard-Jourdan, op. cit. pp. 86-87.
- (32) Ibid. p. 86.
- (33) Boussard, op. cit. pp. 43-44.
- (34) Ibid. p. 44.
- (35) Marie-Thérèse Morlet, Les nom de personne sur le territoire de l’ancienne Gaule du VI^e au XII^e siècle. t. 1 Les noms issus du Germanique continental et les créations gallo-germaniques. 1971, Paris. p. 70 a et b. 参照。
- (35bis) 中世初期の所領経済が心然的に商品、貨幣流通と関わらざるをえなかったことについては、森本芳樹「西欧中世経済形成過程の諸問題」1978年、182-183ページ及び231-233ページ参照。
- (36) 本稿149ページ参照。

IV 結 語

9世紀はパリの歴史にとってひとつの転換期を成している。それはローマ時代以後、パリの都市的中心としての優位を保持しつつ来てきた左岸が、右岸にその都市機能としての優位性を譲り渡した時期である、という意味においてである。ミシェル・ロブランはその原因として以下の二つの事実を挙げている。第一はカロリinger王国の首都がラン、アーヘンなどの、より北方の地に定められたことで、この地域への出発点を

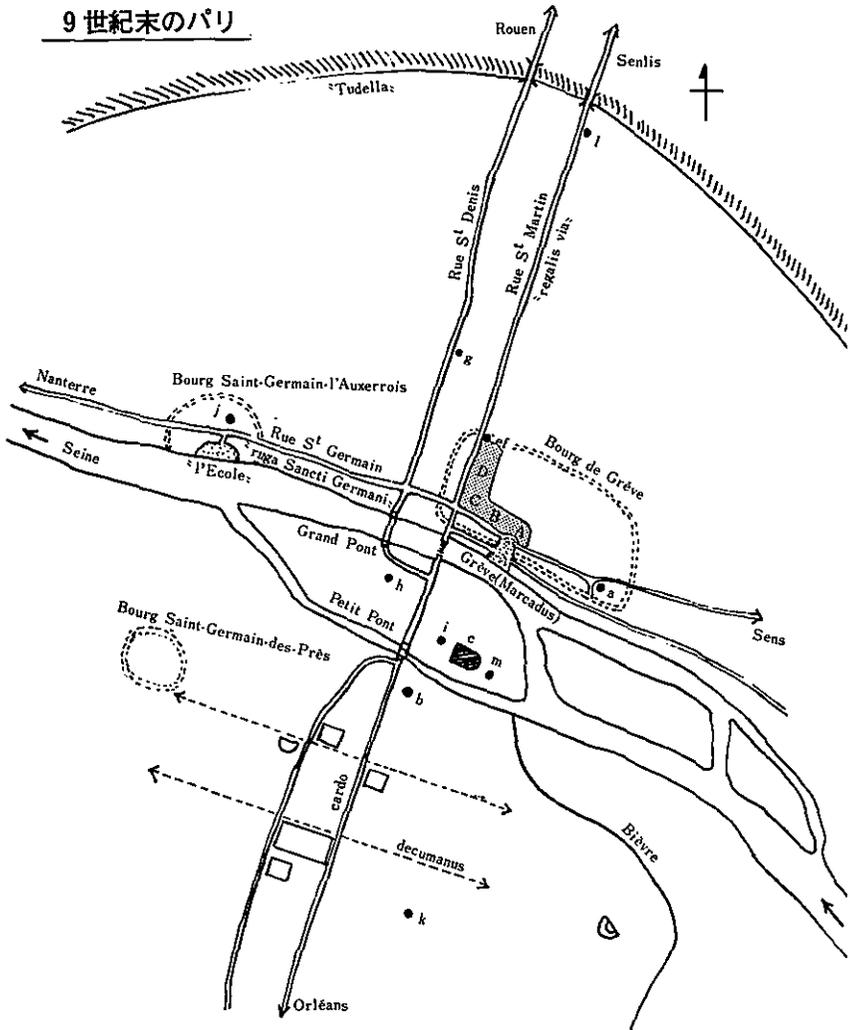
る右岸の、とりわけ経済的機能が增大したこと。第二はノルマン人による劫略が、特に左岸に大きな打撃を与えたことである。この結果ロブランの推定によれば、パリの人口の三分の二がシテ島から北の地域に定住することになる。

われわれが若干立入って検討したSaint-Maur-des-Fossés 修道院の所有地が全て右岸の地に見出される事実も、このような歴史的コンテクストにおいて理解されなければならない。

パリは古代から中世にかけて都市的機能の連続が、他のいかなる都市と比較しても顕著であるが、ここにおいても左岸から右岸への都市機能の重心の移動という形で、周知の中世都市形成の原理たるシテとブルの地誌的二元性の論理が、外見上貫徹しているように見える。だがそれ以上に重要と思われるのは、いわばブルに対応する右岸の商業街区においてすら、土地の圧倒的部分は教会諸勢力の支配下にあり、その地の住民は教会の地代負担民であるという事実である。教会の都市支配における土地所有の意味は、実はこれら地代負担民の法的地位、土地所有者である教会と彼らの取り結ぶ諸関係、あるいはその地に対する裁判権の実体などを解明して初めて確定されるのであるが、それは今後の課題である。本稿では差し当り、以上の如き確認で満足しなければならない。

(1977. 10. 26)

9 世紀末のパリ



- St Gervasius a
- St Julianus b
- Sta Maria c
- St Petrus de a.p e
- St Medericus f
- St Georgius g
- St Eligius h

- St Chistofolus i
- St Germanus j
- Sta Genovepha k
- St Martinus l
- St Dionisus m
- St-Maur-des-Fossés
- 修道院所有地(推定) [hatched symbol]

THE CHURCH AND ITS LANDED PROPERTIES IN PARIS
AT THE END OF THE 9TH CENTURY:

In the Light of Polyptique de
Saint-Maur-des-Fossés.

◀Summary▶

Shoichi Sato

From the second half of the 11th century onwards, some regions of the western Europe, that is to say, northern France, Flanders, Rheinish valleys met with a series of the uprisings of urban population. French historiography calls the phenomenon "Mouvement Communal", whose principal objective was, in political sphere, the recovering or fixerizing of rights that, through generations, inhabitants of cities had acquired from their city lords.

This paper doesn't deal with the communal movement its self, but an aspect of the historical process resulted in the rule of city lords over urban territories, in consequent, chronological say, the times previous to those of city insurrections. For, many of the insurgent cities belonged to the episcopal one in which bishop had made his appearance as city lord, and if we intend to make clear the historical role and the function of medieval city played in feudal society, we shall have to first deliberate on the structure as well as the modalities of the rule of city by bishop, mode of pre-urban domination with which the inhabitants of cities came in conflict in 11th and 12th centuries.

We have attempted, by giving example of the end of the 9th century Paris, to elucidate, rather to conjecture to what extent the landed properties in the city had contributed as the constituent of episcopal dominion. The reason why we picked up the case of Paris is solely practical facilities that Polyptique de Saint-Maur-des-Fossés gives exceptionally ample information on the structure of landed property in early medieval ages of the city par excellence.